

令和 7 年度
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
入学準備金・就職準備金貸付のご案内

社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会

1 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の概要

1) 目的

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）を貸付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的としています。

2) 実施主体

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会（以下「さいたま市社協」という。）

3) 貸付内容

① 貸付金の種類

さいたま市で高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）の支給を受ける者に貸付ける「入学準備金」とさいたま市で訓練促進給付金の支給を受けて養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸付ける「就職準備金」の2種類の貸付金があります。

② 貸付額

- ・入学準備金 500,000円以内
- ・就職準備金 200,000円以内

③ 貸付利子

ア 連帯保証人を立てる場合・・・無利子

イ 連帯保証人を立てない場合・・・返還の債務の履行猶予期間中は無利子ですが、履行猶予期間経過後は年1%の貸付利子が発生します。

※ア、イともに、正当な理由なく返還期日までに貸付金を返還しなかった場合は、年3%の割合で計算した延滞利子が加算されます。

④ 貸付方法

- ・さいたま市社協と貸付けを受けようとする者との契約により貸付けを行います。
- ・貸付金は、貸付契約を締結（借用証書をさいたま市社協が受理）した日の属する月の翌月15日（振込日が国民の祝日、日曜日又は土曜日に当たるときは、順次繰上）に借受人名義の口座へ振込みます。

4) 貸付対象

① 申請者の要件

次の要件を全て満たしている者を貸付けの対象とします。

ア さいたま市内に住所を有している者

イ さいたま市において、訓練促進給付金の支給決定を受けている者

ウ 【入学準備金】 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間で養成機関に入学する（した）者

【就職準備金】 養成機関の課程を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職した（する）者

- エ 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、埼玉県内及び近隣の都県（東京都、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県）の区域において、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き、その業務に従事する意思を有している者
- オ 同種の資金（注1）を借り受けていない者、及び同種の給付金（注2）を受けていない者

（注1）オに規定する「同種の資金」とは、保育士修学資金等貸付事業における保育士修学資金貸付及び介護福祉士修学資金貸付事業における貸付けをいう。

（注2）オに規定する「同種の給付金」とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金及び特定一般教育訓練給付金並びに自立支援教育訓練給付金とし、入学準備金の貸付対象としないものとする。

② 連帯保証人

- ア 連帯保証人は、訓練促進資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとします。また、その保証債務は延滞利子を包含するものとします。
- イ 連帯保証人を立てる場合は、貸付金を返済できる一定の収入等がある者を1名立てていただきます。
- ウ 申請者が婚姻歴のない未成年の場合、連帯保証人は法定代理人となります。ただし、法定代理人が生活保護を受給している等の理由により返済能力がないときは、別に返済能力のある連帯保証人をもう1名立てていただきます。

5) 貸付けの申請・決定

① 貸付けの申請方法

- ア 訓練促進資金の貸付けの申請を行う前に、訓練促進給付金の支給決定をしているさいたま市役所 子育て支援課内 ひとり親家庭就業・自立支援センター（以下「就業・自立支援センター」という。）において事前相談を受けていただきます。
- イ 事前相談では、貸付けの要件、養成機関における資格の取得への意欲や能力、生活状況、対象資格の取得見込み、資格取得後の就労意欲等、訓練促進資金の貸付けに関し必要な事項の確認をします。
- ウ 「貸付申請書」及び申請に必要な書類は「貸付申請チェックリスト」と一緒に就業・自立支援センターに提出してください。
- エ 就業・自立支援センターに提出した書類は、さいたま市社協へ回送されます。
- ※「貸付申請書」の提出先は、就業・自立支援センターですが、貸付決定後に必要となる書類等の提出先は、さいたま市社協になります。

② 貸付けの審査・決定

- ア さいたま市社協では、申請内容（申請書類）を審査し、貸付けの可否を決定します。
- イ 審査の結果は、申請者に通知されます。
- ウ 貸付けが決定した場合、さいたま市社協から「決定通知書」と「借用証書」を送付します。
- エ 訓練促進資金は、さいたま市社協と申請者との契約により貸付けます。
- ※審査のうえ、貸付けの可否について決定するため、審査の結果、ご希望に添えない場合があります。また、不承認になった場合、その理由は回答いたしません。

6) 貸付けの辞退

申請をした後、又は貸付けが決定した後に貸付けを受けることを辞退する場合は、貸付契約を結びません。

7) 貸付契約の解除

借受人が次のいずれかに該当する場合、貸付けの契約を解除します。

- ① 養成機関を退学したとき
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき
- ③ 死亡したとき
- ④ 偽りの申請その他不正な手段によって貸付けを受けたとき
- ⑤ 貸付契約期間中に貸付契約の解除の申出があつたとき
- ⑥ 養成機関在学中に、ひとり親ではなくなつたとき
- ⑦ その他訓練促進資金貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき

8) 貸付金の返還

① 返還の要件

借受人が次のいずれかに該当する場合、貸付金を返還していただきます。

- ア 訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき
 - イ 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に埼玉県内及び近隣の都県の区域において取得した資格が必要な業務に従事しなかつたとき
 - ウ 埼玉県内及び近隣の都県の区域において取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなつたとき
 - エ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなつたとき
- ※その他、提出期限を定め書類を提出するよう最終確認書により通知したにも関わらず、書類の提出がないときも、貸付金を返還していただきます。

② 返還期間

返還期間は、返還の事由が生じた日の属する月の翌月から養成機関に在学していた月数の2倍に相当する期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と猶予された期間を合算した期間）内とします。

③ 返還方法

貸付金は、月賦、半年賦、年賦の均等払いの方法により、さいたま市社協が指定する口座に振込んでいただきます。ただし、提出期限を定め書類を提出するよう最終確認書により通知したにも関わらず、書類の提出がないときの返還は、月賦の均等払いの方法とします。

④ 延滞利子

正当な理由なく返還期日までに貸付金を返還しなかつた場合は、年3%の割合で計算した延滞利子が加算されます。

9) 返還債務の履行猶予

借受人が次のいずれかに該当するときは、申請により返還債務の履行を猶予できるものとします。各場合において、猶予される期間や申請に必要な証明書類が異なります。詳しくはP 17～P 18をご確認ください。

- ① 貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき
- ② 当該養成機関を修了後さらに他種の養成機関において修学しているとき
- ③ 埼玉県内及び近隣の都県の区域において規定する業務に従事しているとき
- ④ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（注3）があるとき

（注3）「災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由」とは、次のいずれかに該当する場合となります。

- ア 在職中に、出産休暇・育児休業を取得する場合
- イ 育休法に規定する介護休業を取得する場合（ただし、連続1か月以上の取得であって、時間取得でないものに限る。）
- ウ 病気休職等により、療養する必要があると認められる場合
- エ その他雇用が継続している場合であって、災害、疾病、負傷と同様に療養する必要があると認められる場合
- オ 一旦離職したが、再就職のために求職活動を行っている場合
- カ 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に業務に従事する意思があり、求職活動を行っている場合
- キ 出産・育児のため従事先を退職し、出産後、新たな従事先への再就職を希望する場合
- ク 養成機関修了後、出産・育児のため、就職せずに出産準備期間に入る場合
- ケ 疾病・負傷等のため療養する必要がある、従事先を退職し、疾病・負傷等の治癒後に新たな従事先への再就職を希望する場合
- コ 就職先内定後、就職待機中の場合
- サ 次のいずれかに該当する場合
 - （ア）国税、地方税等について、既に徴収猶予等の処分を受けている者
 - （イ）現に生活保護法によるいずれかの扶助を受給している者
 - （ウ）他に援助を行う者がいないひとり親家庭、父母のいない未成年者、老齢年金受給者等
 - （エ）身体障害者等であって、その生活の現況が減免規定との均衡上、猶予の処分を行うことが相当と判断される者
 - （オ）当該債務の全部を一時に納入することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、納付期限延期措置をとることが徴収上有利であると認められるとき
 - （カ）災害、盗難その他の事故が生じたことにより、当該債務の全部を一時に納入することが困難であるため、納付期限延期措置をとることがやむを得ないと認められるとき

10) 返還債務の免除

借受人が次のいずれかに該当するときは、申請により返還の債務を全て免除します。

- ① 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、埼玉県内及び近隣の都県の区域において、取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事したとき
- ② 業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

※他種の養成機関における修学（注4）、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（注5）により当該業務に従事できなかった場合も業務従事期間に算入することができます。ただし、雇用が継続していない場合は算入できません。

（注4）「他種の養成機関」は、介護福祉士指定養成施設等卒業者の場合は社会福祉士指定養成施設等、社会福祉士指定養成施設等卒業者の場合は介護福祉士指定養成施設等であることとします。

（注5）「災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由」とは、次のいずれかに該当する場合があります。

- ア 在職中に、出産休暇・育児休業を取得する場合
- イ 育休法に規定する介護休業を取得する場合（ただし、連続1か月以上の取得であって、時間取得でないものに限る。）
- ウ 病気休職等により、療養する必要があると認められる場合
- エ その他雇用が継続している場合であって、災害、疾病、負傷と同様に療養する必要があると認められる場合

※借受人が、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかったとき、又は国家試験に合格できなかったときは、さいたま市社協会長が借受人の申請に基づき、次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合、①に規定する「養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日」を、「養成機関を修了した年度の翌年度の資格取得した日」と読み替えます。

※やむを得ない事由により就業できなかったが、就職のために次に定める求職活動を行っている場合、又は一旦離職したが、再就職のために次に定める求職活動を行っている場合には、求職期間中も、継続して就業しているものとみなして、業務従事期間に算入します。ただし、求職期間を継続して就業しているものとみなすのは、最長1年間とします（離職、就職を繰り返した場合は、それぞれの求職期間を通算して1年以内とします。）。

- ア 月1回以上求人への応募を行った場合
- イ 以下の就職の可能性を高める活動を原則月に2回以上行っている場合
 - （ア）公共職業安定所、許可・届出のある民間受給調整機関（民間職業紹介機関、労働者派遣機関等をいう。）が行う職業相談、職業紹介、就職活動セミナー等職業講習の受講等
 - （イ）公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方公共団体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等であって、単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等でないもの
 - （ウ）公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合

11) 届出が必要なとき

次のいずれかに該当するときは、速やかに届出をしてください。

- ① 養成機関を修了して資格を取得し、かつ、就職先が決定したとき
- ② 借受人及び連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に変更があったとき
- ③ 連帯保証人の変更を行う必要があるとき
- ④ 養成機関を退学したとき
- ⑤ 借受人及び連帯保証人が死亡したとき
- ⑥ 貸付けを辞退するとき
- ⑦ 貸付契約を解除するとき
- ⑧ 規定業務に従事した（している）とき（注6）
- ⑨ 従事先を退職したとき
- ⑩ 従事先を変更したとき
- ⑪ 従事先を休職した又は休職から復職したとき

（注6）業務に従事していることを確認するため1年ごとに「業務従事届」を提出してください。

12) その他

① 他の貸付金等との併用について

訓練促進資金の貸付けは、母子父子寡婦福祉資金貸付金又は独立行政法人日本学生支援機構による貸付及び地方自治体や民間団体による奨学金との併用が可能ですが、保育士修学資金等貸付事業における保育士修学資金貸付及び介護福祉士等修学資金貸付事業における貸付けとの併用はできません。

また、養成機関への入学金や教科書代、教材費に対する給付が含まれる一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金及び特定一般教育訓練給付金並びに自立支援教育訓練給付金を受給する者については、貸付けの対象外となります。

ただし、保育士修学資金及び介護福祉士等修学資金における貸付けや専門実践教育訓練給付を受けていても、さいたま市社協会長が訓練促進資金貸付の必要性を認めた場合は、貸付けの対象とすることがあります。

② 取得した資格が必要な業務の雇用形態について

常勤、非常勤は問いませんが、1週間の所定労働時間は20時間以上とします。

③ 貸付後の申請や届出について

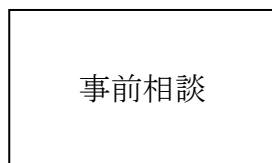
入学準備金と就職準備金の両資金の貸付けを受けている借受人等が、返還猶予や返還免除の申請を行う場合、又は各種届出を行う場合は、**それぞれの資金に対して手続きが必要**になります。

そのため、申請書等に添付する証明書類等も、それぞれの資金に対して提出が必要になります。

ただし、住民票など交付等に費用がかかる証明書類等に限って1通はコピーでも構いません。

2 貸付申請等の手続き

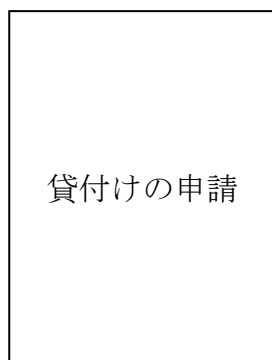
1) 貸付申請の手続き



事前相談

①訓練促進資金の貸付申請を行う前に、訓練促進給付金の支給決定をしている
就業・自立支援センターにおいて事前相談を受けていただきます。

※事前相談では、貸付けの要件、養成機関における資格の取得への意欲や能力、生活状況、対象資格の取得見込み、資格取得後の就労意欲等、訓練促進資金の貸付けに関し必要な事項の確認をします。



貸付けの申請

②「貸付申請書」に必要事項を記入のうえ、「貸付申請チェックリスト」と以下の書類を**就業・自立支援センターに提出**してください。

【入学準備金貸付】

- ・高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書の写し
- ・申請者及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票
- ・連帯保証人を立てる場合にあっては、「連帯保証人届出書」と連帯保証人の住民票
- ・その他（個別の状況に応じた必要書類）

【就職準備金貸付】

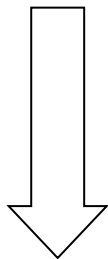
- ・高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書の写し
- ・申請者及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票
- ・連帯保証人を立てる場合にあっては、「連帯保証人届出書」と連帯保証人の住民票
- ・養成機関の発行する修了証明書又は卒業証書の写し
- ・資格を取得したことがわかるものの写し（後日提出可）
- ・雇用契約書もしくは内定通知書の写し
- ・その他（個別の状況に応じた必要書類）

※住民票について

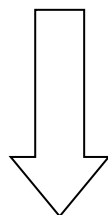
- ・続柄及び世帯主名の記載があるもの（申請者が提出する住民票のみ）
- ・発行から3か月以内のもの
- ・個人番号（マイナンバー）及び本籍の記載は不要
- ・申請者と連帯保証人が同一世帯であり、両者が記載されている場合、住民票の提出は1通で構いません

③「貸付申請書」及び申請に必要な書類は、就業・自立支援センターからさいたま市社協へ回送されます。

貸付けの決定



借用証書の提出 (契約の締結)



貸付金の交付

- ④申請書類の内容を審査し、貸付けの可否を決定します。
- ⑤審査の結果を申請者に通知します。
- ⑥貸付けが決定した場合、さいたま市社協から「決定通知書」と「借用証書」を送付します。

※審査のうえ、貸付けの可否について決定するため、審査の結果、ご希望に添えない場合があります。また、不承認になった場合、その理由は回答いたしません。

※貸付けの可否にかかわらず、申請書類一式については返却いたしません。

※貸付けを辞退するときは、必ず申し出てください。

- ⑦「借用証書」をさいたま市社協に提出してください。

※「借用証書」は、連帯保証人（連帯保証人を立てる場合）と連署のうえ、それぞれの実印を押印してください。

※借受人が婚姻歴のない未成年の場合、法定代理人の同意が必要です。

【添付書類】

- ・貸付けが決定した者及び連帯保証人（連帯保証人を立てる場合）の印鑑登録証明書（発行から3か月以内のもの）

- ⑧「借用証書」の提出により、貸付契約の締結となります。

- ⑨貸付金は、貸付契約を締結した日の属する月の翌月15日に借受人名義の口座に振込みます。

※振込日が国民の祝日、日曜日又は土曜日に当たるときは、順次繰上して振込みます。

2) 養成機関修了後の手続き（返還債務の履行猶予・返還債務の免除の場合）

養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、埼玉県内及び近隣の都県の区域において取得した資格が必要な業務に従事したときは、申請により返還債務の履行が猶予されます。また、その業務に5年間引き続き従事したときは、返還債務を全て免除します。

返還猶予申請

【入学準備金の借受人】

- ①**養成機関を修了し、取得した資格が必要な業務に従事**したときは、以下の書類を提出してください。
 - ・養成機関を修了したことがわかるものの写し
 - ・資格を取得したことがわかるものの写し
 - ・「業務従事届」
 - ・「返還猶予申請書」
- ②**養成機関を修了後さらに他種の養成機関において修学**しているときは、以下の書類を提出してください。
 - ・養成機関を修了したことがわかるものの写し
 - ・資格を取得したことがわかるものの写し
 - ・養成機関が発行する在学証明証
 - ・「返還猶予申請書」
- ③**養成機関を修了した日から、1年以内に業務に従事する意思があり、求職活動**を行っている場合は、以下の書類を提出してください。
 - ・養成機関を修了したことがわかるものの写し
 - ・資格を取得したことがわかるものの写し
 - ・就労支援機関が発行する証明書等
 - ・「返還猶予申請書」

※1年以内に取得した資格が必要な業務に従事できなかった場合は、貸付金を返還していただきます。

※②③に該当する者が取得した資格が必要な業務に従事したときは、再度返還猶予の申請が必要になります。

【就職準備金の借受人】

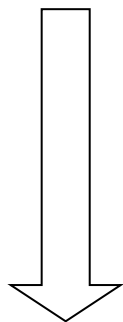
- ④**貸付契約締結後**、以下の書類を提出してください。
 - ・「業務従事届」
 - ・「返還猶予申請書」

⑤審査の結果を申請者に通知します。

⑥返還猶予が決定した場合、P17～P18に定める期間は返還債務の履行が猶予されます。

⑦業務に従事していることを理由に返還猶予が決定した場合は、返還猶予決定後も、規定業務に従事していることを確認するため、毎年4月15日までに「業務従事届」を提出していただきます。

返還猶予の決定
・
業務従事届
(毎年)



返還免除申請

⑧従事先を休職・退職等となったとき、又は従事先を変更したときは、「(退職・休職・復職・従事先変更)届」を提出してください。

※離職しても、引き続き業務に従事する意思があり、求職活動を行う場合、求職期間は返還猶予の要件に該当しますが、求職期間を継続して就業しているものとみなすのは、最長1年間とします(離職、就職を繰り返した場合は、それぞれの求職期間を通算して1年以内とします。)。また、求職期間中は、「求職活動状況報告書」と求職活動を行っていることが確認できる書類等の提出が必要になります。

⑨取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事すると返還債務の免除要件に該当しますので、「返還免除申請書」を提出してください。

⑩返還債務の免除が決定しますと「返還免除承認通知書」により通知するとともに、さいたま市社協でお預かりしている「借用証書」と印鑑登録証明書をお返しします。

3) その他の返還債務の履行猶予の場合

災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由が生じたとき

①災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由(出産休暇、育児休業等)により返還債務の猶予を受けようとするときは、「返還猶予申請書」を提出してください。

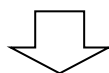
※各場合において、猶予される期間や申請に必要な証明書類が異なります。
詳しくはP17～P18をご確認ください。

※返還猶予期間中に猶予事由が消滅したときは、「返還猶予事由消滅届」による届出が必要になります。

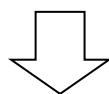
4) 返還の場合

貸付契約の解除や従事先を退職し、業務に従事する意思がなくなったときなど、貸付金を返還しようをするときは、次の手続きが必要になります。

返還計画申請



貸付金の返還



返還完了

①速やかにさいたま市社協までご連絡ください。

②「返還計画申請書」を提出してください。

③さいたま市社協から「返還通知書」を送付します。

④貸付けた資金は、「返還通知書」に基づき返還期間内に返還していただきます。

※返還の期間は、返還の事由が生じた日の属する月の翌月から養成機関に在学していた月数の2倍に相当する期間(返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と猶予された期間を合算した期間)内とします。

※貸付金は、月賦、半年賦、年賦の均等払いの方法により、さいたま市社協が指定する口座に振込んでいただきます。ただし、提出期限を定め書類を提出するよう最終確認書により通知したにも関わらず、書類の提出がないときの返還は、月賦の均等払いの方法とします。

※正当な理由なく返還期日までに貸付金を返還しなかった場合は、年3%の割合で計算した延滞利子が加算されます。

⑤返還が完了したときは、「返還完了通知書」により通知するとともに、さいたま市社協でお預かりしている「借用証書」と印鑑登録証明書をお返しします。

5) その他の手続き

次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨の届出等を行ってください。

氏名、住所等を変更したとき

- ①借受人及び連帯保証人の氏名、住所、連絡先等に変更が生じたときは、「異動届」を提出してください。
- ②氏名又は住所の変更による届出の際は、変更事項の履歴が記載されている住民票等を添付してください。

連帯保証人を変更するとき

- ①連帯保証人が死亡した、又は連帯保証人が破産宣告をする等、連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、速やかに連帯保証人を変更していただきます。
- ②連帯保証人を変更するときは、「連帯保証人変更等届兼連帯保証書」を提出してください。

※新たな連帯保証人の住民票と印鑑登録証明書の提出も必要になります。

借受人及び連帯保証人が死亡したとき

- ①借受人及び連帯保証人が死亡したときは、死亡を証する書類を添付して「死亡届」を提出してください。
- ②借受人が死亡したときは、貸付金を返還していただきますので「返還計画申請書」を提出してください。
- ③連帯保証人が死亡したときは、新たな連帯保証人を立てていただきます。

※業務上の事由により借受人が死亡した場合は、返還債務免除の要件に該当しますので、「返還免除申請書」に「(別紙2) 労働災害証明書」又はその事実が確認できる書類の写しを添付して提出してください。この場合、②の手続きは不要です。

※借受人が死亡したときの手続きは、連帯保証人（連帯保証人を立てた場合）又は法定相続人が行ってください。

心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

- ①心身の故障のため業務を継続することができなくなったときは、貸付金を返還していただきますので、「返還計画申請書」を提出してください。

※心身の故障のため従事先を退職したときは、「(退職・休職・復職・従事先変更) 届」の提出も必要になります。

※業務に起因する心身の故障の場合は、返還債務免除の要件に該当しますので、「返還免除申請書」に「(別紙2) 労働災害証明書」又はその事実が確認できる書類の写しを添付して提出してください。この場合、①の手続きは不要です。

貸付けを辞退
するとき

- ①貸付けを辞退するとき（貸付契約締結前）は、速やかに「辞退届」を
さいたま市社協へ提出してください。

貸付契約を解除
するとき

- ①貸付契約を解除するときは、「解除届」及び「返還計画申請書」を提
出してください。
②さいたま市社協から「解除通知書」及び「返還通知書」を送付します。
③貸付けた資金は「返還通知書」に基づき返還していただきます。

※貸付契約解除後も引き続き養成機関に在学している場合、在学期間は返還債務の履行を
猶予しますので、「返還猶予申請書」の提出が必要になります。

従事先を退職し
たとき

- ①従事先を退職したときは、「(退職・休職・復職・従事先変更)届」を
提出してください。その際には、退職した従事先で証明を受けた「(別
紙)業務従事証明書」を添付してください。

※従事先を退職し、再就職のために求職活動を行う場合、求職期間中は「求職活動状況報
告書」の提出が必要になります。

※返還猶予期間中に従事先を退職し、再就職のために求職活動を行う場合は、再度、返還
猶予申請が必要になります。また、求職期間中は「求職活動状況報告書」の提出も必要
になります。

- ②業務に従事する意思がなくなったとき又は通算1年以内に再就職でき
なかったときは、貸付金を返還していただきますので、「返還計画申請
書」を提出してください。

従事先を変更し
たとき

- ①従事先を変更したときは、「(退職・休職・復職・従事先変更)届」を
提出してください。その際には、従事先で就職したことの証明を受け
てください。

※返還猶予期間中に従事先を変更したときは、再度、「返還猶予申請書」の提出が必要に
なります。

従事先を休職し
たとき、
又は休職から
復職したとき

- ①従事先を休職（又は休職から復職）したときは、「(退職・休職・復職・
従事先変更)届」を提出してください。その際には、従事先で休職（又
は休職から復職）したことの証明を受けてください。

※返還猶予期間中に従事先を休職（又は休職から復職）したときは、再度、「返還猶予申
請書」の提出が必要になります。

※上記以外にも届出が必要になることもありますので、変更事項が生じたときやご不明な点が
ございましたら、さいたま市社協までお問い合わせください。

3 手続きに必要な提出書類

1) 貸付けの申請、決定時等に提出するもの

事 項		提出書類		備 考
入学準備金の貸付けを申請するとき		貸付申請チェックリスト		個別の状況に応じ、他の書類の提出が必要になる場合があります
		申請書	様式第1号	
		高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書の写し	さいたま市発行のもの	
		申請者及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票	さいたま市発行のもの	
該当者のみ	他貸付金の借入がある場合	借入状況が確認できる書類の写し		
	生活保護受給世帯の場合	生活保護受給証明書	さいたま市福祉事務所発行のもの	
	連帯保証人を立てる場合	連帯保証人届出書	様式第1号 別紙	
		連帯保証人の住民票	市区町村発行のもの	
	連帯保証人（法定代理人）が生活保護世帯の場合	生活保護受給証明書	市区町村福祉事務所発行のもの	
就職準備金の貸付けを申請するとき		貸付申請チェックリスト		個別の状況に応じ、他の書類の提出が必要になる場合があります
		申請書	様式第1号	
		高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書の写し	さいたま市発行のもの	
		申請者及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票	さいたま市発行のもの	
		養成機関の修了証明書又は卒業証書の写し	養成機関発行のもの	
		資格を取得したことがわかるものの写し	後日提出可	
		雇用契約書または内定通知の写し	従事先発行のもの	
該当者のみ	他貸付金の借入がある場合	借入状況が確認できる書類の写し		
	生活保護受給世帯の場合	生活保護受給証明書	さいたま市福祉事務所発行のもの	
	連帯保証人を立てる場合	連帯保証人届出書	様式第1号 別紙	
		連帯保証人の住民票	市区町村発行のもの	
	連帯保証人（法定代理人）が生活保護世帯の場合	生活保護受給証明書	市区町村福祉事務所発行のもの	
貸付けが決定したとき		借用証書	様式第4号	「借用証書」への押印は実印となります
		借受人の印鑑登録証明書	さいたま市発行のもの	
(連帯保証人を立てた場合)		連帯保証人の印鑑登録証明書	市区町村発行のもの	

2) 貸付けを辞退するとき、又は貸付契約を解除するときに提出するもの

事項	提出書類		備考
貸付けを辞退するとき	辞退届	様式第8号	貸付契約締結前の場合
貸付契約を解除するとき	契約解除届	様式第9号	貸付契約締結後の場合
	返還計画申請書	様式第5号	
	解除理由のわかるもの		

3) 業務に従事したとき・業務に継続して従事しているときに提出するもの

事項	提出書類		備考
【入学準備金の借受人】 養成機関修了後、業務に従事したとき	養成機関を修了したことがわかるものの写し	養成機関発行のもの	入学準備金の借受人のみ
	資格を取得したことがわかるものの写し		入学準備金の借受人のみ
【就職準備金の借受人】 貸付契約を締結したとき	業務従事届	様式第20号	
	返還猶予申請書	様式第11号	
業務に継続して従事しているとき	業務従事届	様式第20号	猶予期間中は毎年提出してください

4) 返還猶予を希望する場合に提出するもの

事項	提出書類		備考
在学中に契約解除したとき	返還猶予申請書	様式第11号	「解除届」の提出も必要となります
	養成機関の発行する在学証明書		
求職活動中のとき	返還猶予申請書	様式第11号	返還猶予となる求職期間は最長1年となります（離職、就職を繰り返した場合は、それぞれの求職期間を通算して1年以内とします）
	就労支援機関等が発行する証明書等		
	求職活動状況報告書	様式第12号	求職期間中は毎月提出してください
業務に従事したとき	返還猶予申請書	様式第11号	
	業務従事届	様式第20号	
災害、疾病、負傷等により業務に従事できないとき	返還猶予申請書	様式第11号	申請の事由により猶予の期間や添付する書類が異なります
	罹災証明書 医師の診断書 医師の証明書 等		
返還猶予の事由が消滅したとき	返還猶予事由消滅届	様式第15号	

5) 返還免除を希望する場合に提出するもの

事 項	提出書類		備 考
5 年間業務に従事したとき	返還免除申請書	様式第 1 6 号	最初の就職の日から 5 年間業務に従事する間に離職、再就職があった場合
	業務従事状況報告書	様式第 1 6 号(別紙 1)	
業務上の事由により死亡したとき	返還免除申請書	様式第 1 6 号	「死亡届」の提出も必要となります
	労働災害証明書又は業務上の事由による死亡が確認できる書類の写し		
業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき	返還免除申請書	様式第 1 6 号	
	労働災害証明書又は業務に起因する心身の故障が確認できる書類の写し		

6) 貸付金を返還しようとするときに提出するもの

事 項	提出書類		備 考
貸付金を返還しようとするとき	返還計画申請書	様式第 5 号	

7) 届出が必要な場合に提出するもの ①

事 項	提出書類		備 考
氏名や住所等に変更があったとき	異動届	様式第 1 9 号	
	変更事項の履歴が記載されている住民票等	市区町村発行のもの等	
連帯保証人を変更するとき 貸付決定後に新たに連帯保証人を立てるとき	連帯保証人変更等届兼連帯保証書	様式第 2 3 号	
	連帯保証人の住民票	市区町村発行のもの	
	連帯保証人の印鑑登録証明書	市区町村発行のもの	
借受人及び連帯保証人が死亡したとき	死亡届	様式第 2 2 号	
	死亡を証する書類(除籍証明書又は死亡診断書の写し)		
	返還計画申請書	様式第 5 号	借受人の死亡により、貸付金を返還しようとするとき

7) 届出が必要な場合に提出するもの ②

事 項	提出書類		備 考
心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき	(退職・求職・復職・従事先変更) 届	様式第 2 1 号	
	返還計画申請書	様式第 5 号	貸付金を返還しようとするとき
養成機関を退学したとき	契約解除届	様式第 9 号	
	返還計画申請書	様式第 5 号	
従事先を退職したとき	(退職・休職・復職・従事先変更) 届	様式第 2 1 号	
	業務従事証明書	様式第 2 1 号(別紙)	退職した従事先で証明を受けてください
従事先を変更したとき	(退職・休職・復職・従事先変更) 届	様式第 2 1 号	採用通知や雇用契約書などの写しの提出も必要になります
	返還猶予申請書	様式第 1 1 号	返還猶予期間中に従事先を変更したときは、再度、「返還猶予申請書」の提出が必要になります
従事先を休職した、又は休職から復職したとき	(退職・休職・復職・従事先変更) 届	様式第 2 1 号	従事先で証明を受けてください
	返還猶予申請書	様式第 1 1 号	返還猶予期間中に従事先を休職(又は休職から復帰)したときは、再度、「返還猶予申請書」の提出が必要になります

返還債務の履行猶予該当事由一覧

1 貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき	
猶予期間	養成機関に在学している期間
証明書類	養成機関が発行する在学証明証
備 考	猶予期間終了後、貸付金の返還となります

2 当該養成機関を修了後さらに他種の養成機関において修学しているとき	
猶予期間	養成機関に在学している期間
証明書類	養成機関が発行する在学証明証

3 埼玉県内及び近隣の都県の区域において、取得した資格が必要な業務に従事しているとき	
猶予期間	業務に従事している期間
証明書類	業務従事届（様式第20号）
備 考	5年間引き続き、業務に従事した場合、返還免除要件に該当

4 在職中に、出産休暇・育児休業を取得する場合	
猶予期間	出産休暇に入る日の属する月の翌月から子が1歳に達する日（ただし、育休法第5条第3項で定める者にあつては1歳6か月に達する日とし、同法第5条第4項で定める者にあつては2歳に達する日とする。）の属する月までの間
証明書類	出産休暇・育児休業を取得していることを証明する書類（従事先が発行）又は医師の証明書（出産予定日を明記）若しくはそれに準ずると認められる書類
備 考	猶予期間については、業務に従事した期間に算入します

5 育休法に規定する介護休業を取得する場合 （連続1か月以上の取得であつて、時間取得でないものに限る）	
猶予期間	介護休業を開始する日の属する月の翌月から介護休業を終了するまでの間
証明書類	介護休業を取得していることを証明する書類（従事先が発行）
備 考	猶予期間については、業務に従事した期間に算入します

6 病気休職等により、療養する必要があると認められる場合 （連続1か月以上の取得であつて、時間取得でないものに限る）	
猶予期間	①病気休職等を開始した日の属する月の翌月から医師が療養に要すると診断した期間 ②医師が治療に必要な期間を特定して診断していない場合（ただし、治療に必要な期間が3か月を超えると診断された場合に限り）は、病気休職等を開始した日の属する月の翌月から1年間 ※いずれの場合においても、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合は、再度、猶予を承認することを妨げません
証明書類	医師の診断書（以下の1から3に定める事項が証明してあるもの）又は病気休職を取得していることを証明する書類（従事先が発行） 1 症状 2 療養に要する期間 3 療養中は業務に従事することが不可能であること
備 考	猶予期間については、業務に従事した期間に算入します

7 雇用が継続している場合であつて、災害、疾病、負傷と同様に療養する必要があると認められる場合	
猶予期間	療養する必要があると認められた期間
証明書類	療養する必要があると認められる書類
備 考	猶予期間については、業務に従事した期間に算入します

8 一旦離職したが、再就職のために求職活動を行っている場合	
猶予期間	求職期間（ただし、1年を超えないものとする） ※離職、転職を繰り返した場合、それぞれの求職期間を通算して1年
証明書類	就労支援機関が発行する証明書等
備 考	求職期間中は、当該月に行った活動状況を「求職活動状況報告書」により翌月15日までに報告してください。猶予期間については、月1回以上求人への応募を行った等の要件を満たした場合、業務に従事した期間に算入します

9 養成機関を修了した日から、1年以内に業務に従事する意思があり、求職活動を行っている場合	
猶予期間	原則として1年間
証明書類	就労支援機関が発行する証明書等
備考	求職期間中は、当該月に行った活動状況を「求職活動状況報告書」により翌月15日までに報告してください 猶予期間については、業務に従事した期間に算入しませんが、新型コロナウイルス感染症の影響等やむを得ない事由により就業できなかった場合に限り、月1回以上求人への応募を行った等の要件を満たしたときは、業務に従事した期間に算入します

10 出産・育児のため従事先を退職し、出産後、新たな従事先への再就職を希望するとき	
猶予期間	妊娠を理由とする退職日の属する月の翌月から子が1歳に達する日の属する月までの間
証明書類	医師の証明書（出産予定日を明記）又はそれに準ずると認められる書類
備考	猶予期間については、業務に従事した期間には算入しません

11 養成機関修了後、出産・育児のため、就職せずに出産準備期間に入るとき	
猶予期間	養成機関を卒業した日の属する月の翌月から子が1歳に達する日の属する月までの間
証明書類	医師の証明書（出産予定日を明記）又はそれに準ずると認められる書類
備考	猶予期間については、業務に従事した期間には算入しません

12 疾病・負傷等のため療養する必要がある、従事先を退職し、疾病・負傷等の治癒後に、新たな従事先への再就職を希望する場合	
猶予期間	①疾病・負傷等のため退職した日の属する月の翌月から医師が療養に要すると診断した期間 ②医師が治療に必要な期間を特定して診断していない場合（ただし、治療に必要な期間が3か月を超えると診断された場合に限り。）は、疾病・負傷等のため退職した日の属する月の翌月から1年間 ※いずれの場合においても、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合は、再度、猶予を承認することを妨げません
証明書類	医師の診断書（以下の1から3に定める事項が証明してあるもの） 1 症状 2 療養に要する期間 3 療養中は業務に従事することが不可能であること
備考	猶予期間については、業務に従事した期間には算入しません

13 就職先内定後、就職待機中の場合	
猶予期間	内定後待機期間（ただし、1年を超えないものとする）
証明書類	内定通知書の写し
備考	猶予期間については、業務に従事した期間に算入しません ただし、退職後の求職期間と内定待機期間が密接に関わる（3か月程度）場合のみ、当該内定待機期間を求職期間に含めるものとしますが、内定が取り消された場合は、内定待機期間は求職期間に含めないものとします

14 次のいずれかに該当する場合	
・ 国税、地方税等について、既に徴収猶予等の処分を受けている者 ・ 現に生活保護法によるいずれかの扶助を受給している者 ・ 他に援助を行う者がいないひとり親家庭、父母のいない未成年者、老齢年金受給者等 ・ 身体障害者等であって、その生活の現況が減免規定との均衡上、猶予の処分を行うことが相当と判断される者 ・ 当該債務の全部を一時に納入することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、納付期限延期措置をとることが徴収上有利であると認められるとき ・ 災害、盗難その他の事故が生じたことにより、当該債務の全部を一時に納入することが困難であるため、納付期限延期措置をとることがやむを得ないと認められるとき	
猶予期間	1年以内とする（ただし、更新を妨げない）
証明書類	所得に関する証明書等、無資力等の事実を証明する書類

※10～12による猶予申請を行う場合は、「返還猶予申請書」に就職を希望する意思を有する旨を明記してください。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付 使用様式一覧

事由	様式番号	様式名称
申請	1	申請書
貸付決定	4	借用証書
返還	5	返還計画申請書
貸付辞退	8	辞退届
契約解除	9	契約解除届
返還猶予	1 1	返還猶予申請書
	1 2	求職活動状況報告書
	1 5	返還猶予事由消滅届
返還免除	1 6	返還免除申請書
届出	1 9	異動届
	2 0	業務従事届
	2 1	(退職・休職・復職・従事先変更) 届
	2 2	死亡届
	2 3	連帯保証人変更等届兼連帯保証書

申請書類等の記入・提出にあたって

- ・本ご案内及び各様式は、以下のさいたま市社協のホームページで閲覧、印刷することができます。

<https://www.saitamashi-shakyo.jp>



- ・申請書類等は、必ず黒ボールペン（消えないペン）で記入してください。
- ・各項目について記入漏れのないよう正確に記入してください。記入漏れがあったり、添付書類等が揃っていない場合は、受付をいたしません。
- ・記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。
- ・提出する申請書類等はコピーをとり、お手元に保管してください。
- ・貸付申請書の提出先は、就業・自立支援センターになります。
- ・記入方法等、ご不明な点がございましたら、さいたま市社協までお問い合わせください。

— 申請書の提出先 —

さいたま市役所 子育て支援課内 ひとり親家庭就業・自立支援センター
〒330-9588

さいたま市浦和区常盤 6-4-4

TEL 048-829-1948 / FAX 048-829-1960

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会 権利擁護推進課

〒330-0061

さいたま市浦和区常盤 9-30-22 浦和ふれあい館

TEL 048-835-5281 / FAX 048-835-5282

※担当者が不在となる場合もございます。その際は、ご連絡先等をお伺いして折り返し担当者からご連絡いたします。

また、来所される場合は、事前のご連絡をお願いします。事前連絡なく来所された場合、お待たせすることがありますので、あらかじめご了承ください。